

【骨子案】

第1 旧耐震基準による建築物の耐震性の向上

- 1 昭和56年5月31日以前の耐震基準によって建築された建築物（以下「旧耐震基準による建築物」といいます。）の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断を受け、その結果に応じて耐震化（耐震改修や建て替えを行うことにより、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保することをいいます。）を行うよう努めなければいけません。

【法務課との協議後の条例案】

（建築物の耐震化の推進）

第9条 昭和56年5月31日以前の建築基準（建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定する建築基準をいいます。以下「旧耐震基準」といいます。）により建築された建築物の所有者は、南海地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項の耐震診断をいいます。以下この条において同じです。）を行い、その結果に応じて耐震化（増築、改築、修繕、模様替え又は建て替えを行うことにより、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令に規定する建築基準に適合することをいいます。以下同じです。）を行うように努めなければいけません。

【上記の条例案の問題点】

- 「昭和56年5月31日以前の建築基準」と記載することにより、建築基準とは何かを条例の中に記載しなければならなくなる（同条後段の「現行の耐震基準と同等以上の耐震性」についても同様に建築基準法を改正した施行令を引っ張ってこなければいけなくなる）。その結果、法令の引用が大部分を占め、非常に読みにくい条文となる。
- 本条の主体である県民に耐震化を行っていただく必要があるが、県民が耐震基準に関する法規を読んで、自分の住宅が耐震性があるかどうかを自分で判断してもらうのは困難。単純に、その住宅の建築が昭和56年5月31日以前か以後かによって判断していただくほうが、県民にとって分かりやすいと考えられる。

【修正の方向(案)】

- 「基準」という言葉を使わないことによって、関係法令を条例の中に引用せずに記載したい。
具体的には、「旧耐震基準により建築された建築物」を「既存建築物」（昭和56年5月31日時点で既に存在していた又は同日に建築に着手されていた建築物）などの用語に置き換えて記載したい。
（「既存建築物」を使用した条文案の例）
昭和56年5月31日時点で既に存在していた又は同日に建築に着手されていた建築物（以下「既存建築物」といいます。）の所有者は、南海地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物の耐震性を診断し、その結果に応じて耐震性の向上を目的とした増築、改築、修繕、模様替え（以下「耐震化」といいます。）を行うように努めなければいけません。